

安倍政権が進める「戦争をする国」づくりに断固反対し、 憲法9条改憲を全力で阻止する決議

1 安倍首相は、2017年5月3日、改憲団体の集会へのビデオメッセージで、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と明言し、憲法9条の条文はそのまましつつ、自衛隊の存在を明記する条項を追加することを提起した。森友、加計疑惑隠しや共謀罪の強行成立など、安倍政権に対する国民の強い批判にもかかわらず、自民党内では、改憲案のとりまとめと国会提出に向けた動きが進められている。

安倍政権は、2013年の秘密保護法、2015年戦争法（安保法制）、2017年の共謀罪法など、「戦争をする国」づくりのための法律を次々と強行成立させてきた。しかし、憲法9条によって、今なお自衛隊の海外での武力行使には制約が課されている。今回提起されている9条改憲は、この制約を突破し、自衛隊がアメリカとともに軍事力の行使ができるようにしようとするものである。

2 憲法に自衛隊を明記することは、単なる現状の追認にとどまるものではなく、憲法9条を無力化し、自衛隊の無制限の武力行使に道を開くものである。

これまで自衛隊は、海外で「殺し、殺される」ことはなかった。これは、憲法9条と憲法に依拠した運動によって、政府が自衛隊が憲法違反とならないように軍事力の行使を制約せざるを得なかったからである。憲法に自衛隊を明記することは、違憲論を封殺することによって軍事力の行使に対する制約を弱め、無力化しようとするものにほかならない。

憲法は、戦争放棄、軍隊の不保持をはじめ軍事力による紛争解決を全面的に否定する立場に立っている。しかし、自衛隊を明記することは、憲法に軍事的な価値を持ち込むものであり、憲法全体の性格を変質させることになる。

また、憲法に明記される自衛隊は、多くの国民が考える「災害救助」「専守防衛」を主任務とするものではない。安倍政権による集団的自衛権容認の閣議決定と戦争法（安保法制）によって、自衛隊は海外で武力行使ができる存在になっているのである。その自衛隊を憲法に明記することは、憲法違反の戦争法（安保法制）を合憲として正当化することであって、この点からも絶対に容認できない。

われわれは、憲法9条を無力化し、日本を「戦争をする国」に導く9条改憲に断固として反対する。

3 この間、北朝鮮の核開発、ミサイル発射実験をめぐって、金正恩朝鮮労働党委員長とトランプ米大統領の互いの挑発がエスカレートし、軍事衝突の危機が高まっている。ひとたび軍事衝突が起これば、北朝鮮と米韓の全面戦争をもたらし、北朝鮮、韓国、ひいては日本で回復しがたい犠牲を生み出すことになる。北朝鮮と米国双方が軍事的挑発を直ちに中止し、協議を行うことこそが求められている。日本政府には、憲法9条に基づいて、対話と外交的努力による解決のために尽力することこそが求められている。

ところが、安倍政権は北朝鮮との対話を否定し、軍事的対応を含むすべての選択肢がテーブルの上にあるという米国の姿勢を一貫して支持するという特異な姿勢をとり続けている。そればかりか、米朝の対立を口実にして、国民の不安を煽り、軍拡と改憲策動を進めようとしている。

われわれは、軍事的対応による破滅的結果をもたらしかねない安倍政権の姿勢に断固抗

議する。そして、北朝鮮問題の平和的解決を図るためにも、9条改憲に断固として反対するものである。

4 安倍首相が打ち出した9条改憲に対し、これまで以上に幅広い人びとの呼びかけによって「安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会」が立ち上げられ、3000万人の反対署名を提起した。

今回の総選挙では、自公及びその補完勢力を含めた「改憲派」とされる議員が、衆議院総議席の3分の2を超える議席を獲得した。

しかし、市民の多数は、憲法違反の戦争法（安保法制）と憲法9条改憲に反対している。戦争に反対し、平和を求める声を集め、共同を広げていくことによって、9条改憲の発議を阻止する条件は十分にある。

自由法曹団は、憲法に依拠して活動してきた法律家団体として、多くの市民とともに、9条改憲を阻止するために全力で奮闘する決意である。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会